

令和5年度第1回財政援助団体等監査

監査の種類	地方自治法第199条第7項の規定による監査
監査の対象	施設名：福生市福祉センター 指定管理者：社会福祉法人 福生市社会福祉協議会 所管部課：福祉保健部 介護福祉課
監査の範囲	令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）に執行された福祉センター施設指定管理委託、老人福祉センター事業指定管理委託に関する事業について
監査の期間	令和5年12月1日から令和6年2月22日まで
監査委員	平田 敬太郎 ・ 清水 義朋

【指摘事項】

指摘事項	改善等措置
<p><b>【所管課】</b></p> <p>(1) 報告書の一本化について</p> <p>基本協定書第31条（事業報告書の提出及び戻入の期限）には、毎年度及び毎月末ごとに年度報告、月例報告について必要事項を記載した事業報告書を提出し、承認を得なければならないと記載がある。実際に提出された福生市福祉センター指定管理業務実績報告書及び月例事業報告書を確認したところ、表紙は異なるものの、添付されている文書は同内容のものであった。事務の効率化及び用紙の使用量削減のためにも、提出書類を一本化するよう検討されたい。</p>	<p><b>【所管課】</b></p> <p>本指摘のとおり、事務の効率化及び用紙の使用量削減の観点から、令和6年度報告分より、月例事業報告書と実績報告書を統一することを指定管理者と合意しました。</p>
<p><b>【指定管理者】</b></p> <p>(2) 令和4年度 事業報告書決算報告書について</p> <p>福祉センター施設指定管理委託、老人福祉センター事業指定管理委託の資金収支計算書内、その他の活動による収支の箇所において、「事業区分間」「拠点区分間」「サービス区分間」という内部取引の記載が残ったままの状態で見られる。内部取引については、法人全体の決算書には載せないというルールになっているが、前年度以前の決算報告書にも記載が残った状態であった。決算報告書を作成する際には、勘定科目の記載内容を、再度慎重に確認</p>	<p><b>【指定管理者】</b></p> <p>令和5年度決算報告書より、内部取引の記載については、法令を遵守した対応を図って参ります。</p>

されたい。	
-------	--

【意見・要望等】

意見・要望等	改善等措置
<p><b>【指定管理者】</b></p> <p>(1) 災害及び危機管理対応職員マニュアルについて</p> <p>震災時対応、風水害（気象災害）対応、火災対応、危機管理対応と章立てで作成されているが、マニュアルの作成時期及び改定履歴の記載が無く、それらを確認することができなかった。担当に確認を行ったところ、当初のものは平成21年5月に作成され、令和元年10月の台風19号を受けて令和2年1月に改定されたとの事であった。最近の災害の事象を反映させていることは確認できたが、マニュアル自体にはその旨の記載が見受けられないため、作成日及び改定の履歴を記載されるよう要望する。</p>	<p><b>【指定管理者】</b></p> <p>改定した際は、起案者が決裁完了後に必ず作成日及び改定の履歴を記載するように職員全員で確認しました。今後記載漏れがないよう徹底します。</p>